

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○基本測量の実施の通知（2件）	（用地対策課） 1
○基本測量の終了の通知	（ ） 1
○公共測量の終了の通知	（ ） 1
○道路の区域変更	（道路課） 1
○道路の供用開始	（ ） 1
公 告	
○令和2年度製菓衛生師試験の実施	（食品・衛生課） 1
○土地改良区の定款変更の認可	（農業基盤課） 2
高知県人事委員会規則	
◎通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	2
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	2

告 示

高知県告示第307号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和2年4月8日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和2年4月24日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
基本測量（一等磁気測量）
- 作業期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 作業地域
室戸市

高知県告示第308号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和2年4月8日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和2年4月24日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
基本測量（航空重力測量）

- 作業期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 作業地域
県内全域

高知県告示第309号

国土交通省国土地理院長から令和元年7月高知県告示第244号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和2年3月19日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和2年4月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第310号

高知地方法務局長から令和元年11月高知県告示第497号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和2年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年4月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年4月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月24日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 194号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町神谷字柿ガサゴ3571番1から	前	24.8	48
		80.5	
吾川郡いの町神谷字柿ガサゴ3567番7まで	後	24.8	48
		50.6	

高知県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年4月24日から2週間高知県土木部道

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年4月24日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 萩中須崎
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市上分字下向乙2592番から 須崎市上分字下向乙2591番1まで	10	令和2年4月24日
高岡郡中土佐町大野見下ル川344番	52	令和2年4月24日

公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、令和2年度製菓衛生師試験を次のとおり行う。

令和2年4月24日

高知県知事 濱田 省司

- 試験の日時
令和2年7月7日（火）午後2時から午後4時まで
- 試験の場所
高知市本町五丁目6-42 高知会館
- 試験手数料
9,400円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 受験願書の提出期間
令和2年6月1日（月）から同月8日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、令和2年6月8日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験願書の提出先
(1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知市保健所
(2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部食品・衛生課
- 合格者の発表
令和2年7月21日（火）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。

また、高知県健康政策部食品・衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

7 その他

受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課（電話番号088-823-9672）又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土佐市土地改良区の定款の変更を令和2年4月9日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年4月24日

高知県知事 濱田 省司

人事委員会規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月24日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第13号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第14条第2項において「派遣等となった場合」という。）」に改める。

第14条第2項中「地方公務員法第28条第2項若しくは職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例第1条の2の規定に基づき休職にされ、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、高知県職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定に基づき配偶者同行休業の承認を受けて配偶者同行休業をし、教育公務員特例法第26条第1項の規定に基づき大学院修学休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定に基づき派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定に基づき育児休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定に基づき派遣され、又は地方公務員法第29条の規定に基づき停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわた

ることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は」を「派遣等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には」に改め、同条第3項中「規定する」を「規定する場合に該当した」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の通勤手当に関する規則第14条第2項に規定するときに該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月24日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第14号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「100分の103」を「100分の100.5」に、「100分の170」を「100分の165」に、「100分の127」を「100分の124.5」に、「100分の210」を「100分の205」に改め、同項第2号中「100分の92.5」を「100分の90」に、「100分の103」を「100分の100.5」に、「100分の113.5」を「100分の111」に、「100分の127」を「100分の124.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の82」を「100分の79.5」に、「100分の102」を「100分の99.5」に改める。

第13条の2第1項第1号中「100分の44.5」を「6月に支給する場合においては100分の43.2以上（特定幹部職員にあっては、100分の53.2以上）、12月に支給する場合においては100分の43.3」に、「100分の54.5」を「100分の53.3」に改め、同項第2号中「100分の41」を「6月に支給する場合においては100分の39.7（特定幹部職員にあっては、100分の49.7）、12月に支給する場合においては100分の39.8」に、「100分の51」を「100分の49.8」に改め、同項第3号中「100分の41」を「6月に支給する場合においては100分の39.7未満（特定幹部職員にあっては、100分の49.7未満）、12月に支給する場合においては100分の39.8」に、「100分の51」を「100分の49.8」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第13条第1項第4号中「100分の79.5未満」を「100分の72以

下」に、「100分の99.5未満」を「100分の91以下」に改める。

第13条の2第1項第3号中「100分の39.7未満」を「100分の37.7以下」に、「100分の49.7未満」を「100分の47.7以下」に、「100分の39.8未満」を「100分の37.8以下」に、「100分の49.8未満」を「100分の47.8以下」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年12月1日から施行する。